

速報！令和7年 一級建築士設計製図の試験 講評

令和7年10月12日
TAC建築士講座

全体講評

今年度の本試験は、近年の傾向通り自由度の高い課題ではありましたが、大きなサプライズの条件もなく、階数も3階建てと指定されたこともあり、昨年の本試験と比較するとエスキスの難易度としては「易しい」と感じた方が多かったようです。

今回のように難易度が高くない試験の場合、いかにミスや漏れの少ない、完成度の高い図面を描けたか、が合否を分ける大きなポイントになると考えられます。

試験のポイントとしては、

- (1)敷地条件(周辺環境の読み取り)
- (2)建築物の機能が維持できる構造の選択(耐震構造、免震構造、制振構造)
- (3)法規(道路斜線、隣地斜線等)
- (4)主たる階段の寸法(幅、蹴上げ、踏面)の指定
- (5)「夜間、土日祝日におけるセキュリティ」への配慮
- (6)「その他、適切に設ける」室の計画
- (7)設備の計画

などが挙げられます。では、以下に今回の試験のポイントを具体的に示します。

試験のポイント

(1)敷地条件

- ・48m×35mの横長の形状で、北と東の2面道路でした。敷地の東側及び西側には、公共駐車場・駐輪場（来庁者用、公用車用、職員用）があり、南側には防火上有効な公園がある条件でした。
- ・住民交流スペースの特記事項には「公園との関係性に配慮する」という条件がありました。ただし、南側の公園には「敷地と公園は自由に行き来できるものとする」といった条件はありませんでしたので、「関係性に配慮」という抽象的な条件をどのように解釈するべきかは、今のところ不明です。標準解答例の見解を待ちましょう。

(2)建築物の機能が維持できる構造の選択(耐震構造、免震構造、制振構造)

- ・建築物の機能が維持できる構造を自分で選択する条件が初めて出題されました。どの構造を選択しても良いのですが「免震構造」を選択された方が多かったようです。TACの講座でも課題3、6、9、10と多くの課題で「免震構造」を学習しました。また、構造については計画の要点の（4）で、採用した構造をイメージ図に図示する設問もありました。
- ・昨年に続いて、地盤略断面図はありませんでした。

(3)法規(道路斜線、隣地斜線等)

- ・用途地域は「準住居地域」で、近年は斜線勾配が明記されていないことが多かったのですが、今年は斜線の勾配が1.25と明記されていました。
- ・建蔽率80%、容積率300%であり、それほど厳しい計画ではありませんでした。
- ・延焼ラインは、西の隣地側からと東道路側から生じます。
- ・防火区画は、異種用途区画は求められませんでした。
- ・斜線については、2以上の前面道路がある場合の緩和により、敷地南東の部分が6m道路の道路斜線制限を受ける範囲でした。また、隣地斜線の要求もありました。

(4)主たる階段の寸法(幅、蹴上げ、踏面)の指定

- ・バリアフリー法の「円滑化基準」の要求でしたが、主たる階段についての幅、蹴上げ、踏面についてのみ「円滑化誘導基準」の数値が求められました。「主たる階段」についてとあるので、2つの階段のうち最低限1つの階段について要求の基準を満たしていれば問題ないと考えられます。TACの講座においても、来庁者用の階段1つは「円滑化誘導基準」を満たす計画とすることを推奨していましたので、問題なく計画できたかと思われます。

(5)「夜間、土日祝日におけるセキュリティ」への配慮

- ・夜間、土日祝日におけるセキュリティの配慮が求められました。庁舎の機能として、休日や時間外でも各種手続きや証明書の取得等に対応できるようにすることはとても重要です。TACの課題5においても、夜間、休日対応の要素は学習済です。
- ・「住民交流スペース」及び「カフェ」の「土日祝日も利用が可能」という条件には、出入口に近接して計画し、他のエリアとシャッター等で区画してセキュリティに配慮する必要がありました。この土日祝日利用可能エリア内には、来庁者用のトイレも欲しいところです。

(6)「その他、適切に設ける室」の計画

- ・近年の試験では、要求室表に「部門」の指定がないことが多かったのですが、今年の試験では「議会部門」、「執行部門」、「その他」、「設備」と4つの部門の指定があり、ゾーニングはしやすかったのではないでしょうか。設備を除く3つの部門には、それぞれ以下のような「その他、適切に設ける室」が要求されました。

① 議会部門：議長室、委員会室、議員控室、議会事務局等

→明記された室について、適切な面積で計画する必要がありました。その他には、副議長室、応接室、図書資料室等の計画が挙げられます。

- ② 執行部門：倉庫、執行部門に必要な室等
→執行部門に必要な室には、給湯室等の計画が挙げられます。
- ③ その他：乳幼児連れ来庁者に配慮した室、総合受付、ゴミ置場等
→乳幼児連れ来庁者に配慮した室には、授乳室、キッズルーム等の計画が挙げられます。

(7)設備の計画

指定の有無は以下の通りでした。特に空調方式の選定は、階高、建築物の高さに影響するので注意が必要でした。

空調方式：指定なし（空冷ヒートポンプパッケージ方式等）

給水方式：指定あり（受水槽+加圧給水ポンプ方式）

電気　　：指定あり（屋上キュービクル、太陽光パネル、発電機）

速報は、以上となります。

長時間にわたる試験、及び、これまでの長期間にわたる受験勉強、本当に疲れ様でした。

皆様の努力が実り、合格されることを祈っております。

TAC建築士講座